

政治資金規正法のあらまし

平成 23 年 11 月

愛媛県選挙管理委員会

〒790-8570

松山市一番町四丁目 4 番地 2

TEL (089) 912-2212

(089) 912-2890

目 次

政治資金規正法の概要	
1	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	政治団体の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	会計帳簿の備付け及び記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4	収支報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5	収支報告書の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6	資金管理団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
7	国会議員関係政治団体の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
8	寄附の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
9	公職の候補者の政治活動に関する金銭等による寄附の制限・・・・ 8
10	個人の寄附に関する所得税制上の優遇措置・・・・・・・・・・・・ 13
11	政治資金の運用の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
12	政治資金パーティーに関する規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
13	特定パーティー開催団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
14	参 考
	政治活動のために使用する事務所の立札、看板等の証票・・・・・・・・ 16

政治資金規正法の概要

1 用語の定義

(1) 政治団体

- ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（第3条第1項第1号）
- イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（第3条第1項第2号）
- ウ 上記ア又はイの活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体（第3条第1項第3号）

(2) 政党

- ア 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの（第3条第2項第1号）
- イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの（第3条第2項第2号）

(3) 公職の候補者

候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者（当該候補者となろうとする者及び現に公職にある者を含む。）（第3条第4項）

(4) 国会議員関係政治団体

ア 国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体をいう。

- (ア) 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（第19条の7第1項第1号。以下「1号団体」という。）
- (イ) 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（第19条の7第1項第2号。以下「2号団体」という。）
- イ 政党の支部で、公職選挙法第12条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の「1号団体」とみなされる。（第19条の7第2項）

(5) その他

ア 収入（第4条第1項）

金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与・交付した金銭等の当該供与・交付分に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

イ 党費又は会費（第4条第2項）

政治団体の構成員が党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として負担するものをいう。（なお、法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は寄附とみなされる。（第5条第2項））

ウ 寄 附（第4条第3項）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

エ 政治活動に関する寄附（第4条第4項）

政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。

オ 支 出（第4条第5項）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

カ 資産等（第12条第1項第3号）

次に掲げる資産及び借入金をいう。

- ・土 地
- ・建 物
- ・建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ・取得の価額が100万円を超える動産
- ・預金又は貯金
- ・金銭信託
- ・金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券
- ・出資による権利
- ・貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金
- ・支払われた金額が100万円を超える敷金
- ・取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利
- ・借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

2 政治団体の届出等

(1) 政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日（国会議員関係政治団体のうち2号団体として新たに組織され、又は新たに政治団体となった団体にあつては第19条の8第1項の規定による通知を受けた日）から7日以内に、県選挙管理委員会又は総務大臣に郵便等によることなく文書で、設立の届出をしなければならない。（第6条第1項）

(2) 届出事項に異動があつた場合も、その異動の日（国会議員関係政治団体のうち2号団体に該当したとき、又は当該2号団体に該当しなくなったときにあつては第19条の8第1項又は第2項の規定による通知を受けた日）から7日以内に、郵便等によることなく文書で、その異動に係る事項を届け出なければならない。（第7条）

(3) 届出前の寄附の受領又は支出の禁止（第8条）

上記（1）の届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない。

(4) 罰 則（第23条）

上記（3）に違反して、寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられる。

3 会計帳簿の備付け及び記載

会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係るすべての収入、支出及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければならない。（第9条）

4 収支報告書の提出

会計責任者は、12月31日現在で、当該政治団体に係るその年におけるすべての収入及び支出並びに12月31日において有する資産等を記載した収支報告書を翌年の3月31日(休日にあたる場合は翌平日)までに提出しなければならない。(第12条)

これを怠った場合は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられる。(第25条)

なお、収支報告書を2年間にわたり提出しない場合は、第8条(上記2(3))の規定の適用については、当該政治団体は設立の届出をしていないものとみなされる。したがって、政治活動(選挙運動を含む。)のために一切の寄附を受けたり、又は支出をしたりする行為ができなくなる。(第17条第2項)

また、政治団体が解散したときは、その代表者及び会計責任者は連名で、その日から30日以内に、解散の届出とともに、その日現在で作成した収支報告書を提出しなければならない。(第17条第1項)

5 収支報告書の公開

(1) 収支報告書の要旨の公表(第20条第1項)

総務大臣又は県選挙管理委員会は、収支報告書を受理したときは、第12条第1項の規定によりその提出期限が延長される場合(提出すべき期間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合)その他特別の事情がある場合を除き、収支報告書が提出された年の11月30日までにその要旨を公表しなければならない。

(2) 要旨の公表の方法(第20条第2項)

総務大臣所管の政治団体の収支報告書の要旨にあつては官報により、県選挙管理委員会所管の政治団体の収支報告書の要旨にあつては県報により公表される。

(3) 収支報告書の保存、閲覧及び写しの交付(第20条の2第1項、第2項)

総務大臣又は県選挙管理委員会は、収支報告書の要旨を公表した日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

収支報告書の要旨が公表された日から3年間、収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

6 資金管理団体

(1) 資金管理団体の指定・届出

公職の候補者は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、自らが代表者である政治団体のうちから、一に限り、資金管理団体を指定することができるものとされ、公職の候補者は、この指定をしたときは、7日以内に県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。(第19条第1項、第2項)

資金管理団体の届出をした者は、指定を取り消したとき、又は届け出た事項に異動があったときは、その取消の日又は異動の日から7日以内に、その指定を取り消した旨又はその異動に係る事項を届け出なければならない。また、資金管理団体はその適格性を失った場合には、その事実が生じた日から7日以内に、資金管理団体指定届の例により、県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。(第19条第3項)

以上の届出には、当該届出に係る書面に記載した事項が真実であることを誓う旨の文書を当該書面に添えなければならない。

(2) 公職の候補者の寄附に関する特例

公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附を取り扱わせるため自らの資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、寄附の量的制限は適用されない。（第 21 条の 3 第 4 項）

また、公職の候補者が自己資金により自らの資金管理団体に対してする寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限（年間 150 万円以下）は適用されない。（第 22 条第 3 項）

（ 3 ）人件費以外の経常経費の明細の報告

資金管理団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、資金管理団体である間に行った支出にあっては、人件費以外の経費のうち 1 件あたり 5 万円以上のものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しをあわせて提出しなければならない。（第 19 条の 5 の 2 ）

（ 4 ）資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。（第 19 条の 2 の 2 ）

ただし、平成 19 年 8 月 6 日前から引き続き保有している不動産及び同日前にされた不動産の取得に係る契約又は遺贈に基づき平成 19 年 8 月 6 日以後に取得する不動産等については適用しない。

なお、第 19 条の 2 の 2 の規定が適用されない不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならない。

7 国会議員関係政治団体の特例

（ 1 ）収支報告に関する特例

国会議員関係政治団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては、人件費以外の経費のうち 1 件あたり 1 万円を超えるものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しをあわせて提出しなければならない（なお、領収書等の徴収義務はすべての支出に係る。）

また、収支報告書の提出期限は、翌年 5 月末日（ 1 月から 5 月までの間に総選挙等があった場合は、 6 月末日）までとされている。（第 19 条の 10 ）

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体 （国会議員関係政治 団体以外）	その他の政治団体 （国会議員関係政治 団体及び資金管理団 体以外）
経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1 万円超	5 万円以上	×
備品・消耗品費	1 万円超	5 万円以上	×
事務所費	1 万円超	5 万円以上	×

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体 (国会議員関係政治 団体以外)	その他の政治団体 (国会議員関係政治 団体及び資金管理団 体以外)
政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

(「×」は記載・添付不要を表す。)

(2) 登録政治資金監査人による政治資金監査

国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、その支出に関し、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等などについて、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人(政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士)による政治資金監査を受けなければならない。(第19条の13第1項)

政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行われる。(第19条の13第2項)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出にあわせて、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければならない。(第19条の14)

(3) 少額領収書等の写しの開示制度

国会議員関係政治団体については、何人でも収支報告書の要旨公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し等(少額領収書等の写し)について、総務大臣又は県選挙管理委員会に対し開示請求をすることができる。(第19条の16)

[開示請求から開示決定までの基本的な流れ]

ア 開示請求書の提出

開示請求者は、総務大臣又は県選挙管理委員会に対し開示請求書を提出する。

イ 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は県選挙管理委員会は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から10日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令する。

ウ 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は県選挙管理委員会に提出する。

エ 開示決定

総務大臣又は県選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示する。

8 寄附の制限

(1) 寄附の量的制限

ア 寄附の総枠制限（第 21 条の 3）

(ア) 個人がする寄附について

政党及び政治資金団体に対してなされる寄附 2,000 万円

政党及び政治資金団体以外の政治団体に対してなされる寄附については別枠として 1,000 万円

(イ) 団体（政治団体を除く。）がする寄附について

政党及び政治資金団体に対しては、総枠制限（資本金、構成員の数等に応じた区分に従い年間 750 万円以内から 1 億円以内まで）の範囲内で政治活動に関する寄附をすることができる。（政党及び政治資金団体以外の者に対しては一切政治活動に関する寄附は禁止される。）（第 21 条第 1 項、第 2 項）

イ 寄附の個別制限（第 22 条）

(ア) 個人がする寄附について

個人は、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対して同年中に 150 万円を超えて政治活動に関する寄附をしてはならない。

(イ) 政治団体間における寄附について

政党及び政治資金団体以外の政治団体は、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対して同年中に 5,000 万円を超えて政治活動に関する寄附をしてはならない。

ただし、政治団体がする寄附については、アの制限の適用が除外され、特定寄附（公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する寄附を自己の資金管理団体に対して寄附したものの（第 19 条の 4））については、ア及びイの制限の適用が除外され、また、公職の候補者が自己の資金管理団体に対してする寄附については、イの制限の適用が除外される。

(2) 寄附の質的制限

ア 国から補助金等を受けている会社その他の法人（第 22 条の 3 第 1 項～第 3 項）

(ア) 国から補助金、負担金等の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から 1 年間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

(イ) 国から資本金、基本金等の全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、出資等を受けている間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

(ウ) 上記（ア）（イ）に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者の後援団体に対してする寄附については、（ア）（イ）の制限規定は適用されない。

イ 地方公共団体から補助金等を受けている会社その他の法人（第 22 条の 3 第 4 項）

次の（ア）（イ）に掲げる会社その他の法人が、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくは反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、上記アの（ア）及び（イ）の制限規定が準用される。

(ア) 地方公共団体から補助金、負担金等の給付金の交付の決定を受けた会社その他法人

(イ) 地方公共団体から資本金、基本金等の全部又は一部の出資等を受けている会社その他の法人

ウ 3 事業年度継続して欠損を生じている会社（第 22 条の 4）

3 事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、当該欠損が埋められるまで

の間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

注 上記ア～ウに該当しない場合であっても、会社、労働組合等の団体(政治団体を除く。)は、政党及び政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附は禁止されている。
(第21条第1項、第2項)

エ 外国人等からの寄附の受領禁止(第22条の5)

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されている者等からの寄附は除かれている。

オ 匿名等の寄附の禁止(第22条の6)

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

ただし、匿名の寄附のうち、政党匿名寄附(街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において、政党又は政治資金団体が受ける寄附で、1件あたりの金額が1,000円以下のもの)については、匿名寄附の禁止の規定は適用されない。

カ 政治活動に関する寄附への公務員の関与等の制限(第22条の9)

公務員等のうち法で定める者は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与してはならない。

(3) 何人も、上記(1)、(2)に違反してなされる寄附を受けてはならない。

(4) その他公正な流れを担保するための措置

ア 寄附のあっせんに関する制限(第22条の7)

(ア) 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止

(イ) 寄附者の意思に反するチェック・オフによる寄附のあっせんの禁止

イ 政治資金団体に係る寄附の方法の制限(第22条の6の2)

政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附(その金額が1,000円以下のもの及び不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)によるものを除く。)については、口座への振込み又は振替によらなければならない。

(5) 公職選挙法関係

ア 後援団体に関する寄附等の禁止(公選法第199条の5)

(ア) 後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、次の例外を除き、一切寄附をしてはならない。

寄附の禁止の例外(公選法第199条の5第1項ただし書)

政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

当該後援団体が推薦又は支持する公職の候補者等に対してする場合

当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合

なお、 の場合でも、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び次の一定期間内にされるものはしてはならない。

() 衆議院議員の総選挙にあつては、任期満了の日前90日に当たる日又は解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

() 参議院議員の通常選挙にあつては、任期満了の日前90日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間

() 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙(再選挙及び補欠選挙

を除く。)にあっては、その任期満了の日前 90 日に当たる日から当該選挙の期日までの間、また、任期満了による選挙以外の選挙にあっては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

() 衆議院議員又は参議院議員の再選挙にあっては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

() 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙にあっては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日前 90 日に当たる日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

(イ) 何人も、上記(ア)の()～()の一定期間、後援団体の集会、行事等において饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。(公選法第 199 条の 5 第 2 項)

(ウ) 公職の候補者等は、選挙期日までの一定期間(上記(ア)の()～()の期間)、後援団体(資金管理団体を除く。)に対し寄附をしてはならない。(公選法第 199 条の 5 第 3 項)

イ 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止(公選法第 199 条の 4)

公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等に対して寄附をする場合を除き、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。

ウ 特定の寄附の禁止(公選法第 199 条)

(ア) 国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、寄附をしてはならない。

(イ) 国が交付する利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人にあっては、一定期間、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、寄附をしてはならない。

(ウ) 地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、寄附をしてはならない。

(エ) 地方公共団体が交付する利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人にあっては、一定期間、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、寄附をしてはならない。

9 公職の候補者の政治活動に関する金銭等による寄附の制限

(1) 金銭等による寄附

政党以外の者(個人、会社、労働組合等の団体、政党以外の政治団体)が、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関して、公職の候補者の政治団体に対するものを除き、金銭及び有価証券による寄附をすることは禁止される。(第 21 条の 2 第 1 項、第 2 項)

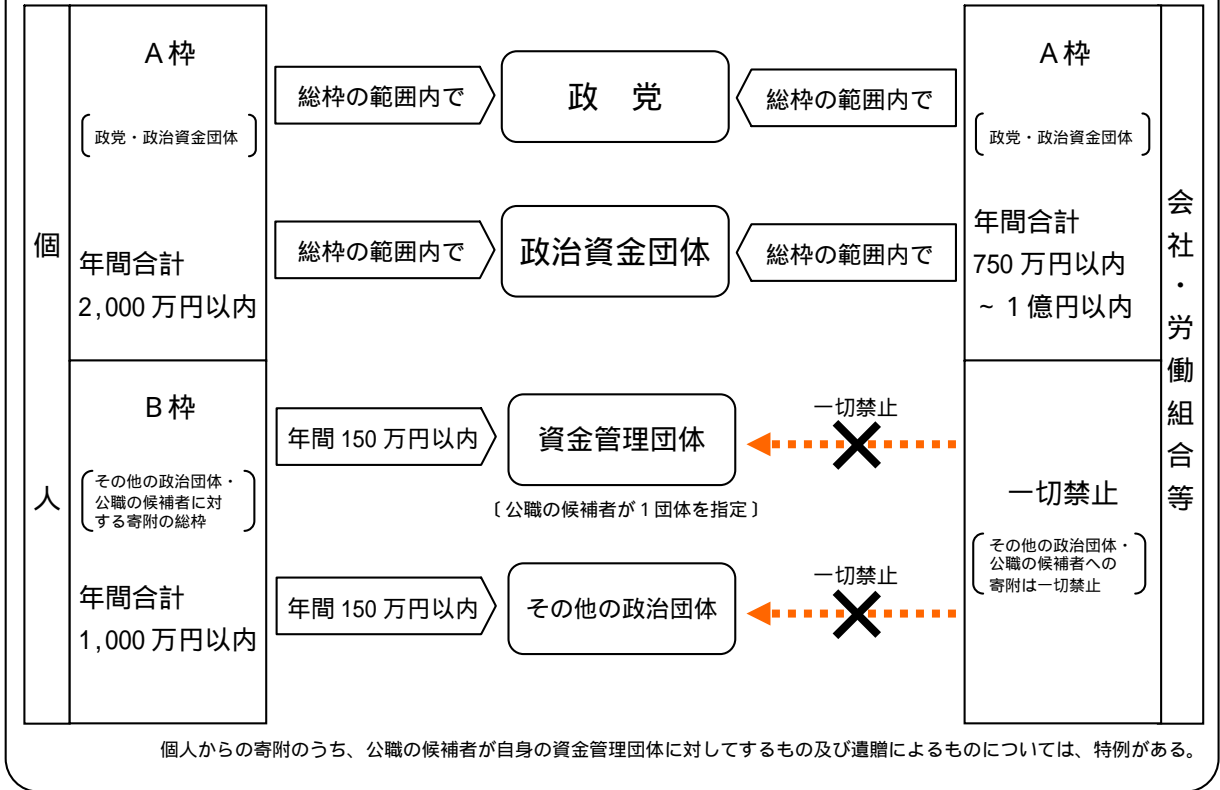
これにより、個人や政党以外の政治団体にあっては、公職の候補者に対して選挙運動に関するもの以外の政治献金をすることはできないこととなる。

また、何人も、これに違反してされる寄附を受けてはならない。

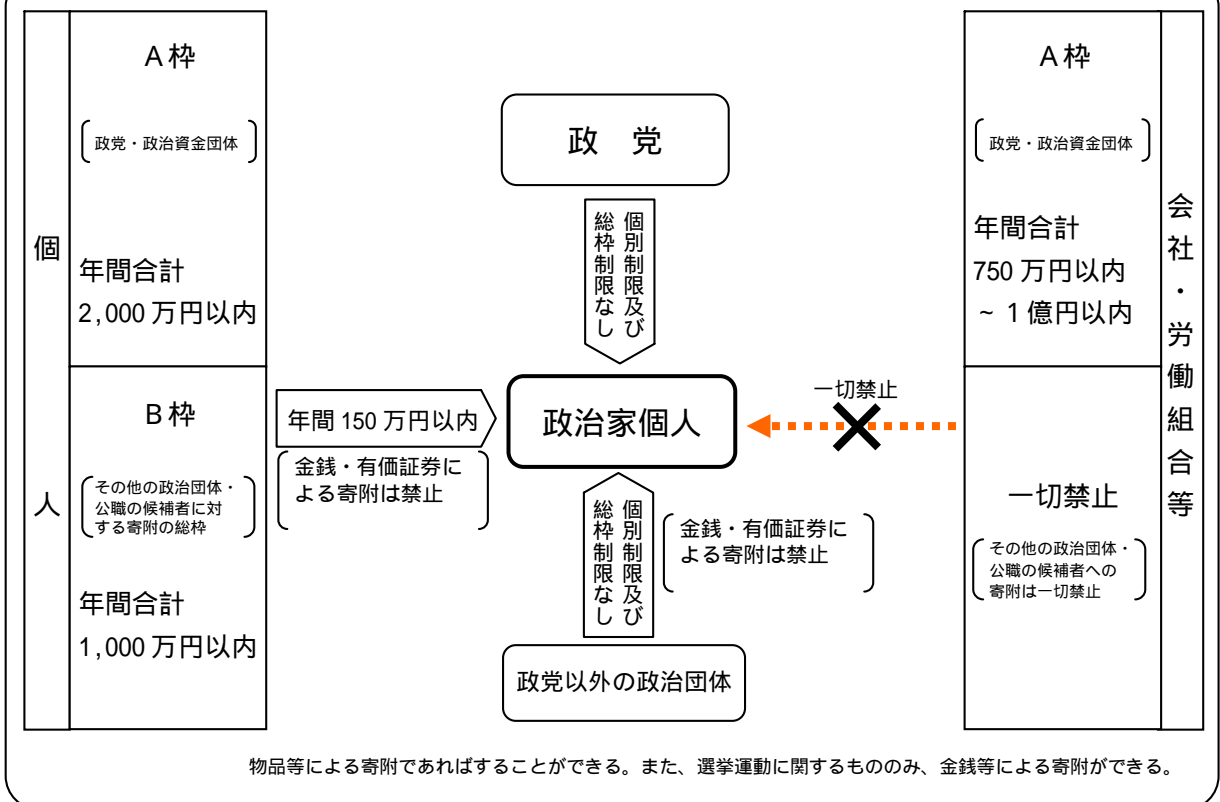
(2) 金銭等によらない寄附

金銭等によらない寄附(人、事務所、自動車等)は、(1)の禁止の対象とはならないが、会社、労働組合等の団体のするものについては、いずれにせよ禁止される。(第 21 条第 1 項)

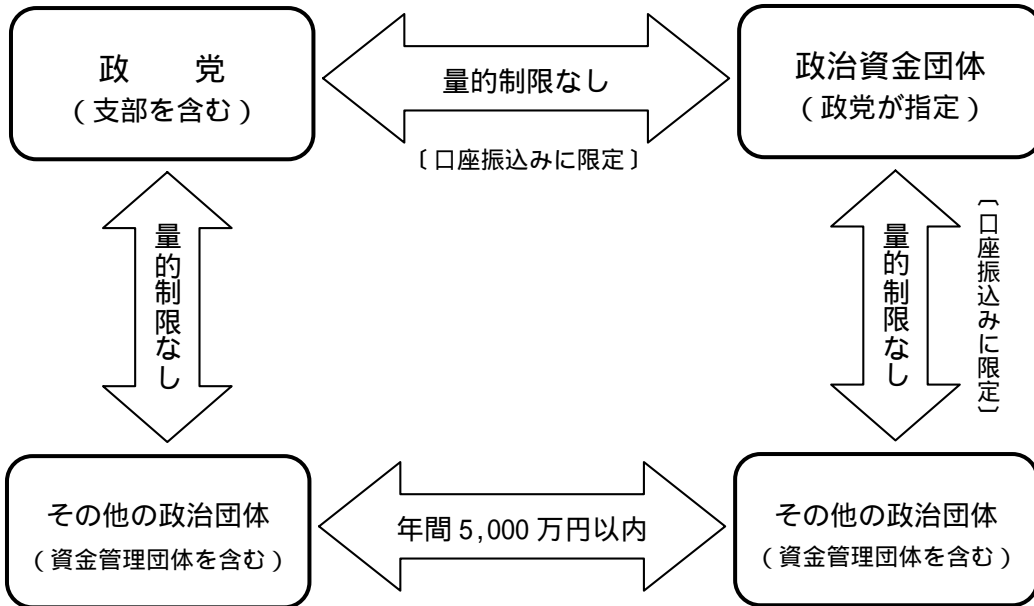
政党・政治団体への政治資金の流れ



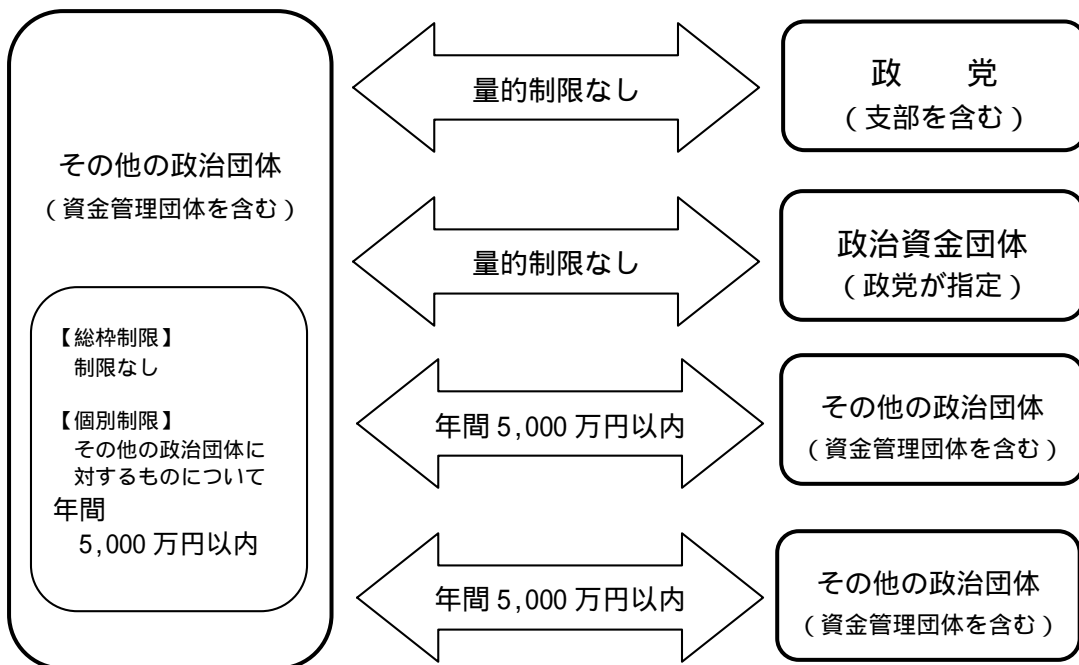
政治家個人への政治資金の流れ



政治団体間の政治資金の流れ



その他の政治団体から見た政治団体間の政治資金の流れ



寄附の量的制限の概要

寄附者 受領者		個人		会社・労働組合・職員団体・その他の団体		政治団体					
						政党		政治資金団体		その他の政治団体	
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限
政党・政治資金団体		年間 2,000万円	制限なし	資本金・組合員数等(4) に応じて年間 750万円～ 1億円							
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,000万円 (1)	年間 150万円 (2)	禁 止	制 限 な し						年間 5,000万円
	資金管理団体以外の政治団体		年間 150万円								
公職の候補者		は金銭等に限り禁止(3)	金銭等に限り禁止(3) その他は 年間 150万円				金銭等に限り禁止(3) その他は制限なし		金銭等に限り禁止(3) その他は制限なし		

- 1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。
- 2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、制限はない。
- 3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。
- 4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

(注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

総枠制限の一覧

会 社 (資本金の額又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	その他の団体 〔政治団体を除く〕 (前年における年間経費)	政党・政治資金 団体に対する寄 附の年間限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上 ~ 50億円未満	5万人以上 ~ 10万人未満	2千万円以上 ~ 6千万円未満	1,500万円
50億円以上 ~ 100億円未満	10万人以上 ~ 15万人未満	6千万円以上 ~ 8千万円未満	3,000万円
100億円以上 ~ 150億円未満	15万人以上 ~ 20万人未満	8千万円以上 ~ 1億円未満	3,500万円
150億円以上 ~ 200億円未満	20万人以上 ~ 25万人未満	1億円以上 ~ 1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上 ~ 250億円未満	25万人以上 ~ 30万人未満	1億2千万円以上 ~ 1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上 ~ 300億円未満	30万人以上 ~ 35万人未満	1億4千万円以上 ~ 1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上 ~ 350億円未満	35万人以上 ~ 40万人未満	1億6千万円以上 ~ 1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上 ~ 400億円未満	40万人以上 ~ 45万人未満	1億8千万円以上 ~ 2億円未満	6,000万円
400億円以上 ~ 450億円未満	45万人以上 ~ 50万人未満	2億円以上 ~ 2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上 ~ 500億円未満	50万人以上 ~ 55万人未満	2億2千万円以上 ~ 2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上 ~ 550億円未満	55万人以上 ~ 60万人未満	2億4千万円以上 ~ 2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上 ~ 600億円未満	60万人以上 ~ 65万人未満	2億6千万円以上 ~ 2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上 ~ 650億円未満	65万人以上 ~ 70万人未満	2億8千万円以上 ~ 3億円未満	7,500万円
650億円以上 ~ 700億円未満	70万人以上 ~ 75万人未満	3億円以上 ~ 3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上 ~ 750億円未満	75万人以上 ~ 80万人未満	3億2千万円以上 ~ 3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上 ~ 800億円未満	80万人以上 ~ 85万人未満	3億4千万円以上 ~ 3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上 ~ 850億円未満	85万人以上 ~ 90万人未満	3億6千万円以上 ~ 3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上 ~ 900億円未満	90万人以上 ~ 95万人未満	3億8千万円以上 ~ 4億円未満	9,000万円
900億円以上 ~ 950億円未満	95万人以上 ~ 100万人未満	4億円以上 ~ 4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上 ~ 1,000億円未満	100万人以上 ~ 105万人未満	4億2千万円以上 ~ 4億4千万円未満	9,600万円
1,000億円以上 ~ 1,050億円未満	105万人以上 ~ 110万人未満	4億4千万円以上 ~ 4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上 ~	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

10 個人の寄附に関する所得税制上の優遇措置

(1) 内容

ア 個人が政党又は政治資金団体に対し寄附をした場合においては、当該寄附については、所得税の課税に係る優遇措置として、控除率 30%による税額控除制度と、所得控除制度との選択制とされる。

イ 個人が特定の公職の候補者の後援団体等に対し寄附をした場合における所得控除制度については、当該寄附に係る支出金を所得税法に規定する特定寄附金とみなして控除される。ただし、ア、イともに、次に掲げる要件を満たしていなければ、制度の適用はない。

(2) 適用要件（租税特別措置法第 41 条の 18）

ア 寄附が、次に掲げる団体又は候補者に対してなされたものであること。

政 党

政治資金団体

衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの。

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び知事の職にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（ただし、国会議員関係政治団体については、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」、その他の団体については、「被推薦書」が提出されていなければならない。）

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び知事の選挙の候補者又は候補者となろうとするものを推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（ただし、国会議員関係政治団体については、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」、その他の団体については、「被推薦書」が提出されていなければならない。また、候補者として届出のあった日の属する年及びその前年中になされたものに限られること。）

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する寄附

イ その内容が収支報告書に記載され公開されること。

ウ 政治資金規正法の規定に違反することとなる寄附又はその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる寄附でないこと。

エ 適用期限は平成 26 年 12 月 31 日までであること。

(3) 手続

ア 寄附金を受けた政治団体又は候補者は、「収支報告書」と同時に「寄附金（税額）控除のための書類」を提出する。

イ 総務大臣又は県選挙管理委員会は、提出を受けた「収支報告書」と「寄附金（税額）控除のための書類」の記載内容が一致することを確認した上、「確認印」を押印し、「寄附金（税額）控除のための書類」を一括して、提出した政治団体又は候補者に返還する。

ウ 政治団体又は候補者は、返還を受けた確認済の書類を寄附金控除の適用を受けようとする寄附者に交付する。

エ 寄附金控除の適用を受けようとする者は、税務署に対して確定申告する際に、寄附をした旨を申告するとともに、確認済の「寄附金（税額）控除のための書類」を提出しなければならない。

なお、書類が確定申告までに間に合わない場合は、一旦確定申告をし、後から書類を提出することができる。

11 政治資金の運用の規制

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

(第8条の3)

- (1) 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- (2) 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- (3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

12 政治資金パーティーに関する規制

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動(選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動)に関し支出することとされているものをいう。(第8条の2)

なお、政治資金パーティーは、原則として政治団体によって開催されるようにしなければならない。

- (1) 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限等(第22条の8)

ア 政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて対価の支払を受けてはならない。

イ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面(パーティー券、告知用ポスター等)により告知しなければならない。

なお、この告知に係る書面に記載すべき文言については、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」とすること。

ウ 政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、一の政治資金パーティーにつき、アの限度額(150万円)を超えて対価の支払をしてはならない。

- (2) 匿名寄附等の禁止規定の準用(第22条の8第4項)

匿名寄附等の禁止の規定が準用され、何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払及び收受をしてはならない。

- (3) 寄附のあっせんに関する制限規定の準用(第22条の8第4項)

寄附のあっせんに関する制限の規定が準用される。

- (4) 政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限(第22条の9)

公務員等のうち法で定める者は、その地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

- (5) 政治資金パーティーの対価に係る収入の会計帳簿への記載(第9条)

政治団体の事業収入として、政治資金パーティーごとに所定の事項を記載しなければならない。

- (6) 政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名等の報告(第12条)

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、その者の氏名等の一定

事項を収支報告書に記載しなければならない。

(7) 特定パーティー（第12条）

特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいう。

特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、これらパーティーごとに、その名称等の一定事項を収支報告書に記載しなければならない。

13 特定パーティー開催団体

政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合及び政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになった場合には、当該政治資金パーティーについては、当該政治団体以外の者が当該政治資金パーティーを開催しようとする時（後者の場合については、特定パーティーとなることが明らかとなった時）から政治団体（特定パーティー開催団体）とみなされる。（第18条の2）

特定パーティー開催団体は、政治団体として法第2章（政治団体の届出等）の規定が適用され、設立届、会計帳簿の備付け及び記帳、収支報告書の提出等を行わなければならない。

(1) 開催団体の届出

特定パーティー開催団体は、政治団体とみなされることとなった日から7日以内に、郵便等によることなく文書で、一定の事項を届け出なければならない。

ア 届出書類

(ア) 政治団体設立届

(イ) 特定パーティー開催計画書

(ウ) 告知に係る書面（パーティー券、告知用ポスター等）

イ 届出先

(ア) 県内において特定パーティーを開催する場合においては、県選挙管理委員会

(イ) 県外又は県内外において特定パーティーを開催する場合においては、県選挙管理委員会を経て総務大臣

ウ 届出前において、特定パーティーの開催のための対価の支払の收受又は支出はできない。

(2) 会計経理及び報告

ア 会計帳簿の備付け及び記載

会計責任者は、会計帳簿を備え、これに開催する特定パーティーに係る所定の事項を記載する。

イ 収支報告書の提出

代表者及び会計責任者は、特定パーティーの終了した日から3か月以内に、その開催準備から開催後の収支決算までを通じて開催した特定パーティーに係るすべての収入及び支出（予定される収入及び支出を含む。）を報告しなければならない。

(3) 開催中止の場合の報告

特定パーティーの開催を中止したときは、代表者及び会計責任者は、開催中止の日から30日以内に、中止の日現在における収支報告書を提出しなければならない。

(4) 開催団体の終期

特定パーティー開催団体が上記(2)又は(3)の収支報告書を提出したときは、当該特定パーティー開催団体は政治団体でなくなったものとみなす。

(5) 収支報告書の公開

収支報告書は、公開の対象となる。

ア 収支報告書の要旨の公表

イ 収支報告書の保存、閲覧及び写しの交付

(6) その他

特定パーティー開催団体は、政治活動に関する寄附の制限についての規定上は政治団体とみなされないため、政治活動に関する寄附をすることについては、政治団体ではなく、「会社、労働組合その他の団体」としての規制を受ける。

14 参 考

政治活動のために使用する事務所の立札、看板等の証票

公職の候補者等又はこれらの者に係る後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示する立札、看板等には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定める証票を表示しなければならない。(公職選挙法第143条第16項、第17項、公職選挙法施行令第110条の5)

証票の交付手続については、次の「証票の交付申請先」に照会すること。

立札・看板等の証票の限度総数及び交付申請先

選挙の種類	証票の限度総数		証票の交付申請先
	後援団体用	候補者用	
衆議院比例代表選出議員	33	22	中央選挙管理会
参議院比例代表選出議員	150	100	
衆議院小選挙区選出議員	15	10	県選挙管理委員会
参議院愛媛県選挙区選出議員	21	14	
愛媛県知事	21	14	
愛媛県議会議員	6	6	
市長	6	6	市選挙管理委員会
市議会議員	6	6	
町長	4	4	町選挙管理委員会
町議会議員	4	4	

注 証票は、政治活動用事務所1か所につき、2枚を限度に申請できる。